

年金受給権者様

山口県市町村職員共済組合

平成18年度の年金額の改定について（お知らせ）

標記について、年金の額については、平成16年の年金改正法の経過措置に基づき、実際に給付されている「特例水準」の額については、消費者物価指数が下落したときは年金額を物価スライドにより引き下げることとされています。

よって、平成18年度の年金額については、下記のとおり0.3%の引き下げ改定が実施されましたので、別紙のとおり「年金改定証書」及び「年金額算定明細書〔改定〕」を送付いたします。

記

1 年金額の改定方法

年金の額については、平成16年の年金改正法の経過措置に基づき、実際に給付されている「特例水準」（平成12～14年度の消費者物価指数の下落分の累積1.7%分の引き下げ改定を特例的に実施せず、据え置いている水準）の額が、改正後の規定により計算された「本来水準」の額を上回る場合は、「特例水準」の額を支給することとされています。

そして、その間は、「特例水準」の年金額を維持し、物価・賃金が上昇した場合でも引き上げを行わないことにより、1.7%の特例措置分を解消することとされています。

ただし、物価が下落した場合には、翌年4月から「特例水準」の額を物価スライドにより引き下げることとされています。

2 平成18年度の年金額の改定

平成17年の全国消費者物価指数の対前年比率は、マイナス0.3%となったため、平成18年度の年金額も0.3%の引き下げ改定が行われることになりました。

○全国消費者物価指数の動向と年金額の改定状況

	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
物価の対前年比(%)	△0.3	△0.7	△0.7	△0.9	△0.3	0.0	△0.3
年金の改定状況	年金額据え置き ← 特例措置累積分 △1.7% →			15年度 引き下げ 改定実施	16年度 引き下げ 改定実施	特例水準の 額を据え置き	18年度 引き下げ 改定実施

※平成12～14年度は、年金額等を据え置く特例措置が実施された。

3 年金の改定時期

年金の引き下げ改定は、平成18年4月から実施されます。よって、現在、実際に支給がある方については、6月送金分（4・5月分の振込み）から年金の支給額が引き下げられます。

区 分	改 定 前 (平成17年度)	改 定 後 (平成18年度)
※退職共済年金		
○加給年金額		
・配偶者	228,600円	227,900円
・子2人まで1人につき	228,600円	227,900円
・子3人目から1人につき	76,200円	75,900円
○配偶者に係る加給年金額の特例加算額		
・昭和9年4月2日～昭和15年4月1日に生まれた受給権者	33,700円	33,600円
・昭和15年4月2日～昭和16年4月1日に生まれた受給権者	67,500円	67,300円
・昭和16年4月2日～昭和17年4月1日に生まれた受給権者	101,300円	101,000円
・昭和17年4月2日～昭和18年4月1日に生まれた受給権者	135,000円	134,600円
・昭和18年4月2日以後に生まれた受給権者	168,700円	168,100円
※障害共済年金		
○最低保障額（障害基礎年金が支給されない場合のいわゆる厚生年金相当部分）	596,000円	594,200円
○最低保障額（公務等による場合の加給以外の額）		
・障害等級 1級	4,225,300円	4,212,500円
・障害等級 2級	2,609,700円	2,601,800円
・障害等級 3級	2,361,200円	2,354,100円
○加給年金額	228,600円	227,900円
※遺族共済年金		
○最低保障額（公務による場合）	1,056,300円	1,053,100円
○中高齢寡婦加算の額	596,000円	594,200円